

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1 業務名称 障害者支援施設「高松園」建設設計業務

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 障害者支援施設「高松園」
 (2) 敷地の場所 宮城県気仙沼市唐桑町浦195番地（代表地番）
 (3) 施設用途 障害者支援施設（入所施設）

3 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 9,851㎡（うち平場面積7,448㎡）
 b. 用途地域及び地区の指定
 都市計画区域及び準都市計画区域外
 建築基準法第22条地域

(2) 施設の条件

- a. 延べ面積 2,000㎡（目標）
 b. 主要構造 木造（準耐火構造）、平家
 ※現計画での想定、今後の協議により変更可とする。
 c. 耐震安全性の分類
 1) 構造体 II類
 2) 建築非構造部材 B類
 3) 建築設備 乙類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による。

(3) 建設の条件

- a. 建設手法 本建設事業は、既存園舎（運営継続）の南側空地に新園舎を建設し、建設工事完了後に既存園舎を解体し、跡地整備をもて完了とする。

b. 予定工事費	総 額	約 497,000千円（税抜き）
	① 高松園本体工事	約 461,000千円（税抜き）
	② 外構附帯設備工事	約 36,000千円（税抜き）
	・第1期外構附帯	（対象内）
	・し尿浄化槽整備	（対象内）
	・第2期外構附帯	（対象内）
	・第3期外構附帯	（対象外）
	③ 既存施設解体工事	（対象外）

- c. 建設工期 平成6年5月～平成7年4月

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- 「高松園施設整備計画」（令和4年12月版）

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日付け国営整第176号（最終改定 令和3年3月25日国営整第210号）による。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務
- 外構付帯整備基本設計に関する業務
 - ・ 建設予定地の外構付帯整備設計
 - ・ 既存建物解体後の全体整備計画
- 造成整備基本設計に関する業務
 - ・ 建設予定地の平地造成（樹木伐採、石等移設、付替え道路整備を含む）設計
 - ・ 既存建物解体後の全体造成整備計画

b. 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- 電気設備実施設計に関する標準業務
- 機械設備実施設計に関する標準業務
- 外構付帯整備実施設計に関する業務
 - ・ 建設予定地の外構付帯整備設計
 - ・ 既存建物解体後の全体整備計画の調整
- 造成整備基本設計に関する業務
 - ・ 建設予定地の平地造成（樹木伐採、石等移設、付替道路整備を含む）設計
 - ・ 既存建物解体後の全体造成整備計画の調整

(2) 追加業務の内容及び範囲

a. 積算業務

- 建築積算 （積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- 電気設備積算（同上）
- 機械設備積算（同上）
- 建設予定地の外構付帯整備積算（同上）
- 建設予定地の平地造成（樹木伐採、石等移設、付替道路整備を含む）積算（同上）
 - ※ 既存建物の解体費、解体後の全体造成（法面、スロープ等）及び外構付帯整備（駐車場、屋外活動スペース、屋外園芸場等）は積算業務の対象外とする。
 - ※ 本業務の積算工事費は、本地域の一般流通価格を的確に調査して算出すること。

b. 各種申請手続業務

- 確認申請に関する手続業務（手数料を含む）
- 関係法令等に基づく各種申請手続業務
- 概略工事工程表の作成
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する手続業務（手数料を含む）
- 福祉のまちづくり条例届出手続き
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する申請手続き

c. その他

- 施設維持管理費用の概算業務（法定管理費、ライニングコスト等）

2 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
 - c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (2) 適用基準等
- 本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準（最新版）等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。
- a. 共通
 - 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - 木造計画・設計基準
 - 木造計画・設計基準の資料
 - 官庁施設の環境保全性基準
 - 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
 - 公共建築工事積算基準
 - 公共建築工事共通費積算基準
 - 公共建築工事標準単価積算基準
 - 公共建築工事積算基準等資料
 - b. 建築
 - 建築工事設計図書作成基準
 - 建築工事設計図書作成基準の資料
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - 公共建築木造工事標準仕様書
 - 建築設計基準
 - 建築設計基準の資料
 - 建築構造設計基準
 - 建築構造設計基準の資料
 - 建築工事標準詳細図
 - 構内舗装・排水設計基準
 - 構内舗装・排水設計基準の資料
 - c. 建築積算
 - 公共建築数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
 - 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
 - d. 設備
 - 建築設備計画基準
 - 建築設備設計基準
 - 建築設備工事設計図書作成基準
 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - 建築設備耐震設計・施工指針
 - 建築設備設計計算書作成の手引
 - e. 設備積算
 - 公共建築設備数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
 - 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- (3) 業務計画書
- 業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書を作成し、調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。
- 配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得な

(機械設備工事編) ●単価資料				
i. その他 ● 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する 手続関係書 ● 福祉のまちづくり条例届出手 続関係書 ● 高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律に 関する申請手続関係書 ● 概略工事工程表 ● 施設維持管費用概算書	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	1部 1部 1部 1部 1部	A4ファイル A4ファイル A4ファイル A4ファイル A4ファイル	※CD-Rによる 提出
j. 資料 ● 各種技術資料 ● 構造計算データ ● 各記録書	各1部 各1部 各1部	1部 1部 1部	A4ファイル A4ファイル A4ファイル	

(注)：建築（構造）の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に入れることができる。

：電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に入れることができる。

：建築（総合）設計図は、適宜、追加してもよい。

：「CD-Rによる提出」の電子のファイル形式は、調査職員との協議による。（提出部数は1部とする。）